

第7期

恵庭市 地域福祉実践計画



社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

はじめに



近年では、人口減少や少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、８０５０問題、ライフスタイルの変化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化する時代を迎えています。

恵庭市社会福祉協議会は、昭和３１年１月に任意の団体として創設され（昭和４３年に社会福祉法人格を取得）、本年創立７０年を迎え、地域の皆様に支えられながら、様々な事業活動を展開してまいりました。

全国、全道的に人口が減少する中で恵庭市の人口は増加しているまちであるものの、地域のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立等の生活課題が複雑化・複合化し、従来制度や分野ごとの対応だけでは解決が困難な状況が広がっています。

こうした状況の中、第６期地域福祉実践計画では、生活困窮者自立支援事業の任意事業である就労準備支援事業や家計改善相談支援事業を恵庭市より受託し、長期にわたり就労から遠ざかっていた方や家計管理に課題がある世帯等の支援を行ったほか、住民参加の有償サービスとして、ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」を恵庭市より受託し、高齢者等の困りごとに対し短時間での有償サービスを提供するお互い様で助け合う仕組みとして機能しており利用件数が増加しております。

また、国が提唱する地域共生社会の実現に向け、制度や分野ごとの縦割りや「支える側／支えられる側」という関係を超えて、地域の多様な人や団体が分野を超えてつながり合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく地域共生社会を目指してまいります。

本会では、役員・評議員及び職員が一丸となって、これまでと同様に地域課題と向き合い、さらなる地域福祉の推進に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様・行政・関係機関団体等の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにこの計画の策定にあたり、地域福祉懇談会にご協力いただいた市民の皆様、日々の業務のお忙しい中で介護保険施設等アンケート調査にご協力いただいた各関係機関の皆様、町内会、民生委員・児童委員、さらには恵庭市の関係者の皆様のご支援とご協力のもとに第７期地域福祉実践計画が策定できましたことにあらためて感謝申し上げます。

令和８年４月

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会
会 長 船 田 清

目 次

第 1 章 恵庭市地域福祉実践計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 社会福祉協議会とこれからの地域福祉の動向	
第 2 章 計画の概要	
1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 計画の策定方法及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 第 5 期恵庭市地域福祉計画との関係・・・・・・・・	4
第 3 章 第 6 期地域福祉実践計画の総括と次期計画に向けて	
1. 第 6 期地域福祉実践計画の総括・・・・・・・・	5
2. 地域福祉懇談会の開催及びアンケート調査の実施	8
第 4 章 第 7 期地域福祉実践計画について	
1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第 5 章 計画の施策体系について・・・・・・・・	26
第 6 章 体系別実施計画について	
基本目標 1・・・・・・・・	27
基本目標 2・・・・・・・・	29
基本目標 3・・・・・・・・	30
基本目標 4・・・・・・・・	31
基本目標 5・・・・・・・・	33
第 7 章 資料編	
1. 第 7 期地域福祉実践計画策定体制・・・・・・・・	35
2. 計画策定までの経過・・・・・・・・	36

第1章 恵庭市地域福祉実践計画の策定にあたって

1. 社会福祉協議会とこれからの地域福祉の動向

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域住民が主体となり、行政をはじめとした社会福祉関係者等がお互いに協力して地域課題の解決に取り組む考え方です。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条に「地域福祉を推進する団体」に位置づけられており、各町内会や民生委員・児童委員をはじめ、医療、保健、福祉、行政、教育等の関係機関との参加・協力のもと住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉のまちづくりに取り組んでいます。

地域では社会的孤立をはじめ、生きる上での困難・生きづらさがあっても既存の支援制度では対象となりにくいケースや、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に担っているヤングケアラー、80代の親と50代の子が同居し経済的社会的に困窮する8050問題等、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えて、課題ごとの対応に加えて世帯全体を捉えて多機関が重層的に関わっていくことが必要なケースが明らかになっています。

こうした地域課題から、恵庭市では第5期地域福祉計画において、地域福祉コーディネーターを配置し「アウトリーチ」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の方針を示しています。

本会はこれまでも住民主体の地域づくりに向け、住民や地域の関係者が地域課題を協議し、協働しながら解決に取り組むことを支援しており、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく必要があります。これらの取り組みを通じて、住民が主体的に関与し、協力しながら持続可能な地域社会をつくるという、自治の営みを地域福祉の側面から支える必要があります。

恵庭市社会福祉協議会においても、地域福祉の推進を担う中核的組織として、これまで時代により変化してきた多様化する地域課題に対応するため、引き続きより一層福祉のまちづくりを進めていくことが求められています。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

第6期地域福祉実践計画では、第5期計画の基本理念を踏襲し「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい福祉のまちづくり」を基本理念として、小地域ネットワーク活動やふれあいサロン事業による地域での支えあい、ボランティア活動推進による支えあいや生きがいづくり、判断能力に不安がある方や生活困窮者等支援が必要な人の相談窓口、配食サービス等の在宅福祉サービスの提供等により住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉のまちづくりを進めてまいりました。

計画の進行・管理を担う地域福祉部会において毎年事業終了後に、各事業の取り組みや実績等について検証・評価を行い、第6期地域福祉実践計画期間中においては、新たな取り組みとして、高齢者等玄関前除雪サービス事業の移管のほか、生活困窮者自立支援事業の任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」を受託し、これまで社協が培ってきた福祉事業のノウハウ等を活かし、地域福祉を進める上での新たな役割が求められている中で福祉のまちづくりを進めてきました。

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民に明らかにするものです。

社協は、ともに支えあい助けあえる地域社会をめざして、地域住民をはじめ、町内会、民生委員児童委員、各関係機関・団体等のご理解ご協力をいただき、それぞれが役割を適切に担いながら地域福祉を推進することを目的に本計画を策定するものです。

2. 計画の策定方法及び進行管理

計画策定にあたり、社協の理事及び評議員で構成する地域福祉部会が計画策定委員会としての役割を担い、第6期地域福祉実践計画においても計画の進行管理を行ってきました。

市民を対象として、令和7年10月に恵庭、島松、恵み野の3地区で開催した地域福祉懇談会は、恵庭市で策定する地域福祉計画との連携を図るため恵庭市と合同で開催し、第6期地域福祉実践計画の実績及び評価結果等を踏まえ第7期地域福祉実践計画の素案を作成し説明を行うとともに、ご参加いただいた市民の皆様よりご意見及び提言等を伺いました。

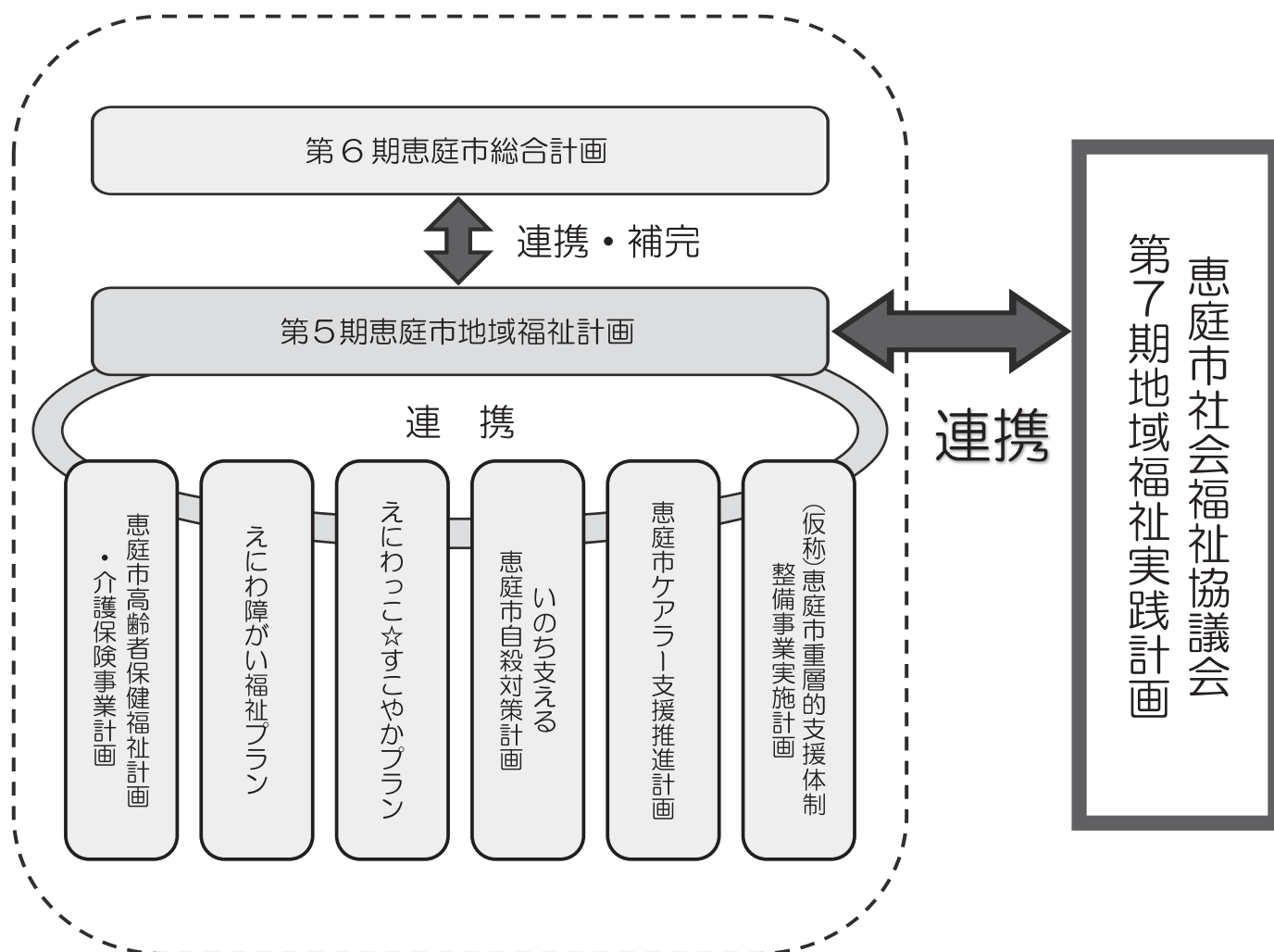
さらには、令和7年10月から11月に介護保険施設等アンケート調査を行い、実際の現場で高齢者及び障がい者等を支援する専門職の視点からのご意見をいただきました。

本計画は毎年度地域福祉部会にて評価・検証を行い、必要に応じて見直し等を行いながら進め、また新たな地域福祉事業への取り組みが必要となった場合は本計画に位置付け実施してまいります。

3. 計画の期間

計画は令和8年度(2026年4月)から令和12年度(2031年3月)までの5カ年計画とし、第5期恵庭市地域福祉計画と連携し一体的に推進してまいります。

4. 第5期恵庭市地域福祉計画との関係



第3章 第6期地域福祉実践計画の総括と次期計画に向けて

1. 第6期地域福祉実践計画の総括

【基本目標1】 「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

小地域ネットワーク活動の推進では、令和3年度から令和6年度にかけて町内会聞き取り調査を行い、小地域支えあい指定事業未実施地区への働きかけや他地区の活動内容を伝え、令和6年度より新たに1地区の指定を行いました。また、令和2年度からコロナ禍になり、参集での行事開催が難しくなったことから安否確認を兼ねた物品配布に係る費用の助成も対象にし、小地域ネットワーク活動の推進を行いました。

ふれあいサロン事業については、高齢者にとっての居場所、健康増進として注目されたことで登録団体が年々増加し活動の輪が広がっています。

しかし、その一方で代表者及びボランティア等の高齢化による後継者の課題、サロンに参加したいが会場まで行くことが難しいといった移動の課題等これまで長く活動してきたからこそその課題が出てきました。令和3年度よりそれらの課題を共有・解決の糸口を発見する・サロン同士の交流を目的とした「ふれあいミーティング」を各包括圏域で定期的を開催し、サロン同士の横のつながりを作ることが出来ました。

今後も地域やサロン団体ごとの課題を共有し、その解決方法をサロン関係者等と一緒に考えていく必要があります。

【基本目標2】 「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

恵庭市より受託しております恵庭市介護支援ボランティアポイント事業では、コロナ禍になり介護福祉施設等の活動が出来ない期間もありましたが、令和5年度以降回復傾向にあります。また登録施設についても、サロン数が増えたこと等もあり増加しております。

児童生徒のボランティア活動の普及については、小中学校で行う体験等を含めた福祉の学習の内容について担当教諭と打ち合わせを行い、社協職員が講師となりボランティアについての説明を行ったほか、講話や白杖体験・高齢者疑似体験・車いす体験・点字体験・手話体験等を行う講師の調整等を行いました。また、必要な車いす等の機材の貸出を行う等児童・生徒の福祉教育の支援を行いました。

災害ボランティア体制の整備では、過去に職員を北海道内で立ち上がった南

富良野町やむかわ町の災害ボランティアセンターへ派遣し支援を行いました。が、近年、ボランティアの受付・被災世帯からの依頼内容・ボランティア活動の進捗状況等の管理の ICT 化が進んできており、災害時に円滑に災害ボランティアセンターの運営が行えるよう令和 7 年度に北海道社会福祉協議会様を講師に呼び、職員研修を行いました。

【基本目標 3】 「地域生活での安心と自立をサポートします」

恵庭市成年後見支援センター事業では、認知症高齢者及び障がい者等が地域で安心して生活ができるように、制度の利用や手続きに関する相談を受け、法人後見の受任や日常生活自立支援事業の利用等により支援を行ったほか、市民後見人養成講座による担い手の養成や専門職向けの講演会を開催する等制度の普及啓発を行いました。また、権利擁護支援における中核機関として、令和 6 年度からより適切な候補者を協議・検討し、よりスムーズな後見人等の選任が行われることを目的とした「受任調整会議」や、令和 7 年度からは権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「地域連携ネットワーク協議会」を設置いたしました。

また、平成 30 年度より生活困窮者自立支援事業を恵庭市より受託しておりますが、コロナ禍では特例貸付を行い、現在は借受世帯の生活状況等の把握やその後のフォローアップ支援を行っております。また、令和 6 年度より新たに家計改善支援事業及び就労準備支援事業を恵庭市より受託し、より細やかな支援をするための体制づくりや、恵庭市と定期的に会議を行い、支援対象世帯の状況確認及び今後の支援の方向性等確認を行っております。

【基本目標 4】 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

高齢者等が日常生活のちょっとした少しの困りごとを助けてほしいというニーズがあり、令和 4 年度より有償ボランティア「なんもだよ」を恵庭市より受託しました。年々相談は増えており、掃除や草取りの相談の他、ポリタンクの運搬や家具の移動等相談は多種多様ですが、その一方担い手の拡充も必要になっており、今後も周知・啓発活動を行っていきます。

また、生活支援体制整備事業の受託により、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活の困りごとや地域の課題を把握し、その解決方法を検討していく中では、コロナ禍で外に出る機会が減り家にいる時間も増えることが

ら、脳トレ等の情報をまとめた冊子「いえかつ」を地域包括支援センターに配置されている2層コーディネーター等と作成しました。現在も好評で、年4回発刊しております。

利用者数の減少や事業所の撤退から、平成25年度に恵庭市より移管された「寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業」・「ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業」・「単身高齢者福祉電話貸与事業」については第6期計画期間中に事業を廃止しました。（単身高齢者福祉電話貸与事業については新規利用受付を停止しており利用がなくなってから廃止になります。）

家族介護者介護用品支給事業では、要件が分かりづらいといった声もあることから対象者要件の見直しを行い、昨今の物価高騰から月上限額の引上げを行い、さらに市内の複数店舗から選択して購入できるようにしております。

令和4年より恵庭市から移管された「高齢者等玄関前除雪サービス事業」では、令和4年に恵庭市に大雪が降ったことや高齢者世帯の増加から、年々利用世帯が増加しておりますが、担い手の拡充も、SNS等を利用しながら発信し、団体・企業だけではなく、個人も担い手になって頂き本事業が円滑に行えるよう協力いただいております。

【基本目標5】 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

第6期地域福祉実践計画の策定委員会の役割を担った地域福祉部会が、計画の進捗状況等進行管理を行い、計画期間中は毎年各種事業の検証・評価を行いました。

計画期間中には恵庭市成年後見支援センター事業・生活困窮者自立支援事業・生活支援体制整備事業の拡充から正職員を増員し職員体制の整備を行いました。

令和6年度より第2福祉会館の2階をひがし地域包括支援センターを受託した医療法人盟侑会にセンターの事務所として部屋の貸出を行い、同じ敷地内に地域福祉の拠点である社協と社協の訪問介護事業所も含めて距離的な近さにより、これまで以上に円滑な連携を図ることが出来るようになりました。

2. 地域福祉懇談会の開催及びアンケート調査の実施

＜地域福祉懇談会の開催＞

恵庭市では、第5期地域福祉計画および第7期地域福祉実践計画の策定にあたり、地域の福祉課題や活動状況の把握、市民の皆さまとの意見交換を目的として「地域福祉懇談会」を開催しました。

懇談会では、各計画の取り組み状況について説明するとともに、地域で生活する中で感じている課題や困りごとについてお話を伺い、活発な意見交換を行いました。

【恵庭地区】

1. 日 時 令和7年10月21日（火） 18時00分～19時05分
2. 場 所 恵庭市民会館2階大会議室
3. 出席者 市民 18名
恵庭市 池田保健福祉部次長 笹川福祉課長 阿部福祉課主査
白石福祉課主査 福本主任主事
社 協 竹内事務局長 海老事業管理課長 木下介護サービス課長
長政事業推進課長 岡主査 青木主査

【意見交換】

市 民：困っている人への支援が縦割りになっていると感じる。障がいのある方、子育て世代、元気な方、高齢者など、立場を問わず誰もが交流できる機会があると良い。

恵庭市：多様な地域づくりは、重層的支援体制整備事業において重要な要素である。必要に応じて、今後は包括圏域で検討・協議を進めていきたいと考えている。

市 民：視覚障がいについての理解が広がっていないことが残念である。福祉まつりや自立支援協議会の講演会などでPRは行っているものの、市民の関心がなかなか高まらないことが悲しく感じられる。

市 民：妻が亡くなった場合、炊事に困ることが想定される。男性向けの料理教室などを開催してもらえると助かる。

恵庭市：社協では配食サービスや家事援助などを実施している。また、視覚障がいに関するPRについては、担当のe-ふらっととも今後継続して協議していきたい。

社 協：地域福祉実践計画（P13）にも記載のとおり、社協では見守りを兼ねた配食サービスを実施している。

介護保険サービスには、ヘルパーによる家事援助があり、調理なども含まれている。ただし、できる部分はご本人に行っていただくことが介護保険サービスの基本である。そのうえで、このような事業があることをお伝えしておきたい。

市 民：駒場地域センターでは何を整備しているのか教えてほしい。

恵庭市：令和8年4月より供用開始し、光風会の機能の一部が移管される予定である。本日は資料が手元にないため、具体的な内容については説明できないことをご理解いた

だきたい。

市 民：全国的に同行援護の事業者が非常に少ないという問題があり、恵庭市でも２カ所しかない状況である。一方で、利用を希望する人は多数いる。今後、国から市へ何らかの通達があるのではないかと考えている。以前は社協でサポートに関する勉強会を実施してもらっていたが、最近が開催されていない。社協のボランティアセンターでは、現在同行援護を行っているのか知りたい。

市役所：それぞれの具体的な事業計画は、障がい者福祉計画に反映されるものと考えている。今回いただいた貴重なご意見については、障がいの担当部署にも伝えていきたい。

社 協：現在、同行援護のボランティア活動は実施していない。まずは市の方で必要な事業について検討していただき、そのうえで社協としても必要に応じて検討していきたいと考えている。

市 民：この事業は、根本的にはボランティアによって支えられているのではないか。担い手となるボランティアがいなければ、事業の実施は難しいと感じている。また、民生委員として関わる利用者の情報がなかなか入ってこない。たよれーるに問い合わせても、個人情報のため教えてもらえなかった。このような状況の中で、民生委員としてどのように活動していけばよいのか悩んでいる。

恵庭市：担い手の養成については、地域包括支援センターが中心となり、関係団体と協議しながら確保に努めていきたい。また、地域の方々から多くの情報が寄せられるものの、本人の同意が得られていない場合も多く、取り扱いに困ることがある。担当団体や市へお問い合わせいただければ、すべての情報をお伝えすることは難しいが、可能な範囲で対応していきたいと考えている。

社 協：社協の事業は、地域の皆さまのボランティアによって支えられている。実践計画にも記載しているとおり、ボランティア募集については、SNSなどを活用して発信していきたいと考えている。

恵庭市：地域福祉計画には５つの要素を盛り込む必要があり、その一つとしてボランティア等の推進が位置付けられている。現状は十分とは言えない部分もあると認識しており、今後も引き続き推進していきたい。また、国では包括的相談体制整備の推進が示されており、恵庭市では地域福祉コーディネーターを配置し、この体制整備を進めていく予定である。これらの機能は地域包括支援センターに配置し、「民生委員との連携」も盛り込む方針である。そのため、今後はより一層、密な連携が図られていくことが期待される。

市 民：町内会ではボランティアがなかなか集まらない状況がある。特に、町内会への加入・未加入によって協力度に差があったり、マンションなどでは町内会活動への協力を得ることが難しい場合もあるため、市からも働きかけを行ってもらえないかと考えている。町内会の加入率が上がれば、ボランティアとして活動する人も増えるのではないかと考えている。

恵庭市：町内会の加入率が低下していることは把握しており、今後も担当課と連携し、加入率の低下をどのように防いでいくか検討していきたい。

市 民：「なんもだよ」やボランティアポイント制度について、より周知を進めてもらえると良いのではないかと感じている。恵庭市が個別の住民に対応するのは難しいと思われるため、社協に財源を提供し、社協の方で取り組みを進めてもらう方法もあるのではないかと。また、隣近所のつながりが希薄化しているが、身近な範囲でのつながりが強まれば、地域づくりはより良くなるのではないかと考えている。

恵庭市：本計画では、身近にいる誰かと、細くても太くてもつながり続けることが大切であると位置付けている。今後も皆さまと連携しながら、こうしたつながりづくりに取り組んでいきたい。

社 協：利用者は年々増加している状況である。今後も、さまざまな方法を活用しながら周知を進めていきたい。

19時05分終了

【島松地区】

1. 日 時 令和 7 年 10 月 22 日（水） 18 時 00 分～19 時 20 分
2. 場 所 島松公民館 1 階集会室
3. 出席者 市民 12 名
恵庭市 池田保健福祉部次長 笹川福祉課長 阿部福祉課主査
白石福祉課主査 福本主任主事
社 協 竹内事務局長 海老事業管理課長 木下介護サービス課長
長政事業推進課長 岡主査 青木主査

【意見交換】

- 市 民：島松憩の家については、設備自体は整っているものの、集会室に設置されている放送設備が劣化してきている状況である。また、以前は備え付けられていたカセットデッキや CD プレーヤーなどの音源再生機器も現在はなく、音源再生ができない状態となっている。このため、島松老人クラブでは独自に DVD デッキを購入し、機器を更新して対応しているところである。今後は、憩の家における設備全体のアップデートについても検討してほしい。
- 恵庭市：憩の家の設備については、市で更新するもの、指定管理者が更新するもの、利用者側で更新するものがあり、音響設備の更新がどこで行われるのか現時点では不明であるため、介護福祉課へ情報を共有する。
- 市 民：母子＝困窮者というイメージは以前より薄れてきているが、生活困窮に関する相談は実際に寄せられているのか。また、構成員の人数も減少してきていることから、「母子会の役目はすでに終わったのではないか」という声もある。市や社協としてどのように考えているのか伺いたい。
- 恵庭市：生活困窮を含め、恵庭市にはさまざまな相談窓口があり、関係機関が連携しながら対応している。今年度からは、関係機関を集め、ケースに応じて会議を開催している状況である。また、来年度からは市において重層的支援体制整備事業を実施し、複合的な困りごとを抱える方について、関係者が一体となってどのように支援していくかを検討し、相談に応じていく体制を整える予定である。困りごと等があれば、ぜひ相談してほしい。併せて、本日の内容については担当課である子ども未来部にも共有したい。
- 社 協：先日、石狩管内の母子会に参加したが、その中でも周知が十分に行き届いていないという話があった。
- 市 民：母子会でも給付はあるが、なかなか周知されていない部分があり、十分に活用されていない状況がある。そのため、こうした制度を市としてどのように活用していくのか気になっている。
- 市 民：島松はサロンや老人クラブの活動が活発で、とても良い地域だと思う。しかし、実際には 6～7 割の方は外に出てきていないのではないかと感じている。そうした方々にも、総合的に参加できるような機会をつくれないものかと考えている。

また、令和 7 年 1 月には、知り合いの家で新聞が大量に溜まり、心配になって警察に相談したところ、孤独死が確認された事例があった。その 2 か月後にも、同じ地域で新聞や郵便物が溜まっているとの連絡があり、市に問い合わせたが、個人情報の関係で状況を教えてもらえなかった。自分でも調べたが、法律的に難しい部分が多く、何とかならないものかと感じている。

調べたところ、エンディングノートを自宅に置いておくの良いと聞き、葬儀社に相談して配布してもらった。独居高齢者に対して、何かアプローチできる方法がないかと考えている。

恵庭市：身寄りのない方への支援については、全国でもモデル地域として取り組みを進めている自治体があり、そうした取り組みが今後パッケージ化され、各地域へ広がっていくと考えている。今回の計画にも位置づけているところであり、身寄りのない方への支援については、今後も継続して取り組んでいきたい。

市 民：市町村が葬儀社と連携して取り組んでいるところがあると聞いている。恵庭市でも、こうした取り組みを積極的に進めていけたら良いのではないかなと思う。

恵庭市：独居高齢者の問題は恵庭市に限らず、全国的な課題となっている。恵庭市としても、今年度中に社協や地域包括支援センター等と連携し、地域にどのような支援が必要か検討していきたいと考えている。

社 協：ささ恵あいマップを作成し、ホームページや関係機関を通じて周知しながら取り組んでいきたいと考えている。道内でも、わずかではあるが社協が同様の取り組みを行っている地域があるため、情報収集を行いながら検討を進めていきたい。

市 民：千歳市とのサロン交流会に参加した際、千歳市では町内会と連携して取り組んでいるという話をよく聞いた。一方で、恵庭市は町内会との関わりがそれほど強くないのではないかなと感じている。

社 協：サロンによっては、町内会などと連携して活動しているところも多数ある。

市 民：町内会で見守り活動を行っているが、町内会・社協・地域包括支援センターとの連携があまり十分にできていないのではないかなと感じている。また、自分のサロンは施設の空き部屋を借りて活動しており、今年度から利用料が免除になった。ありがとうございます。さらに、民生委員と町内会との関係も希薄になってきているのではないかなと感じている。

社 協：島松地区ではないが、恵庭地区では地域の課題を話し合う機会として、二層協議体を実施している。今後も二層協議体と連携しながら、こうした取り組みを進めていきたいと考えている。

恵庭市：次年度の重層的支援体制整備事業の中で、より横のつながりを強化していきたいと考えている。今年度は初めて民生委員を対象にアンケートを実施したところ、担い手不足や民生委員の認知度低下などの課題が挙げられていた。すぐに解決できる問題ばかりではないが、連携・協働を進め、多様な関係機関がつながる場としてのプラットフォームを、今後年 2～3 回開催していきたいと考えている。現在は、2 月の開催に向けて準備を進めている段階である。

市 民：民生委員さんから「恵庭に母子会があったの？」と言われ、とてもショックだった。

恵庭市：担当課にも、周知の重要性についてしっかりと伝えていく。

市 民：市から、介護認定を受けていない人にもプレミアム券などをいただけてとても嬉しく思っている。しかし、その年齢になると身体に不調が出てくることも多い。介護保険制度には住宅改修の助成金があるが、恵庭市でも、介護保険を利用していない人でも使えるような、手すりの設置や段差解消などの住宅改修助成制度を検討してほしいと感じている。

恵庭市：以前は、恵庭市独自に要支援の方を対象とした手すり設置の助成制度を実施していた。しかし、市独自で判断できる専門職がいなかったことから、制度を継続することが難しくなり、廃止となった経緯がある。今回いただいたご意見については、担当課である介護福祉課へしっかりと伝えていきたい。

市 民：第６期の取り組みは現在も進行中だと思うが、その中で「どんな困りごとがあったのか」「どんな意見が寄せられたのか」といった資料が、次回までにあると良いと感じている。

社 協：計画書を作成する際には、第６期の振り返りについても掲載する予定であるため、その内容をご確認いただければと思う。

市 民：今回の素案には、その内容が入っていなかったという理解でよいか。

社 協：はい。

19 時 20 分終了

【恵み野地区】

1. 日 時 令和 7 年 10 月 29 日（水） 18 時 00 分～19 時 10 分
2. 場 所 恵み野会館 1 階集会室 1・2
3. 出席者 市民 11 名
恵庭市 池田保健福祉部次長 笹川福祉課長 阿部福祉課主査
白石福祉課主査 福本主任主事
社 協 竹内事務局長 海老事業管理課長 木下介護サービス課長
長政事業推進課長 岡主査 青木主査

【意見交換】

市 民：ケアラー支援の実態について、どの程度の人数を把握しているのか知りたい。

恵庭市：令和 4 年に条例を制定する際、ケアラーに関するアンケート調査を実施した。また、その前年度には北海道でも同様の調査が行われている。個々の状況を詳細に把握しているわけではないが、北海道と恵庭市の調査結果は、おおむね同じような割合となっている。

ケアラーの実態については、令和 5 年 2 月に実態調査を実施した。一般の方を対象とした調査では、北海道が 71%、恵庭市が 78%という結果で、おおむね同様の傾向がみられた。一方で、ヤングケアラーに関する調査は回答率が低く、北海道・恵庭市ともに数値としては十分に把握しきれていない状況である。市内では小学校・中学校・高校を対象にアンケート調査を行っており、全国的な傾向と同様に「クラスに 1 名いるかどうか」という状況である。

市 民：ヤングケアラーの支援については、家事援助の分野で福祉部門ではなく子ども部門が中心となり、すでに制度化されて動いている。また、啓発講座では「自分がケアを担っているため進学をあきらめた」という声もあることから、過去にヤングケアラーだった方の体験談を紹介し、参加者に考えてもらう機会を設けている。ヤングケアラーに限らず、さまざまなケアラーに対して家事援助や普及啓発を進めることが、現在の主な取り組みとなっている。

恵庭市：具体的な取り組みを行っている先進地の視察を実施したが、支援策自体は整備されているものの、実際の利用がなかなか進まないという話を伺った。その理由として、「自分がケアラーである」という自覚がない方が多いことが大きく影響しているとのことで、支援を導入しようとしても断られるケースが多々あり、利用者数の増加につながりにくい現状があるようである。先進地に今後の方向性を伺ったところ、まずは周知・啓発を重点的に進めていく必要があるとの意見が多かった。こうした状況を踏まえ、恵庭市としても周知啓発に力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

市 民：憩の家などの公共会館のトイレについて、洋式ではなく和式トイレが多く、高齢者の利用者からは使いづらいという声が多く寄せられている。7 月から 204 人にアンケートを実施したところ、「和式の方が良い」という意見もあったが、その理由としては「洋式は汚いと感じる」といった声があった。これらの会館は災害時の避難所に

もなるため、誰もが使いやすいトイレ環境になると良いのではないかと感じている。

恵庭市：市民会館では、洋式・和式のトイレをセットで設置している。また、学校でも改修工事の際に「洋式・和式どちらが良いか」というアンケートを実施したところ、和式も必要とする意見があったため、両方を設置している。憩の家については、通常は高齢者の利用が中心であるが、避難所として使用される場合もあり、多世代が利用することを想定して、和式・洋式どちらも選択できるような構成としている。

市 民：衛生面がしっかり確保できるのであれば、すべて洋式トイレにしても良いのではないかと感じているが、そのような対応策はないのか。

恵庭市：会館などの改修工事を行う際には、町内会や老人クラブをはじめ、さまざまな関係団体からの意見を取り入れながら進めている。そのため、現状のトイレ構成についても、こうした意見を踏まえたものであることをご理解いただければと思う。

市 民：民生委員のなり手不足が指摘されている一方で、民生委員の活動費が長年変わらない現状がある。熱心に活動している民生委員も多いが、十分に活動できないまま任期を終える方もいる中で、頑張っている人に対して活動費の見直しなどはできないのかと感じている。

恵庭市：民生委員の活動費については、国が定める定額の仕組みとなっているため、市独自で増額することは難しい状況にある。ただし、今年度は恵庭市と民生委員会長会で協議を行い、これまで民生委員の方々が私費を負担して実施していた活動があることを踏まえ、協議会への補助金を200万円上乗せする対応を行った。これにより、私財を持ち出すことがないよう改善を図っている。

補助金の上乗せにより、これまで各地区会で民生委員個人が負担していた会費（おおむね月900円程度）についても軽減を図った。また、改選期に合わせてアンケート調査を実施したところ、最も多かった悩みとして「民生委員の活動内容が市民に十分理解されていない」という点が挙げられた。こうした声を踏まえ、今後は民生委員活動の周知に力を入れていきたいと考えている。

市 民：民生委員が活動しやすい環境づくりを、できる限り進めてほしいと感じている。また、なり手不足の状況についても、今後しっかりと対策を講じてほしい。

市 民：このように意見を述べる場を設けてもらえるのは非常に助かっているが、市と社協がどのように連携しているのかが気になっている。社協では細かな状況まで把握している一方で、市の福祉計画では具体的な内容が見えにくい部分があり、その点をどう考えるべきかと思っている。今後、より具体的な案が示されることを期待している。

恵庭市：今回お示ししたものは素案であり、具体的な内容については今後さらに検討を進めていく段階である。細かな部分については、関係各所との整合性を図りながら詰めていきたいと考えている。

市 民：ヘルパーとして訪問した際、視覚障がいのある利用者の方に、避難行動要支援者名簿の同意書類が届いていたが、内容を確認できていないという状況があった。また、車いすを利用している別の方に確認したところ、そもそも書類が届いていなかった。

このような状況を見ると、市から書類を送付するだけであり、本当に適切に届き理解されているのか疑問に感じている。

恵庭市：今回ご指摘いただいた書類がどの種類のものかは現時点で把握していないが、避難行動要支援者名簿については対象者が明確に定められている。本日のご意見のように、視覚障がいのある方が内容を確認できていなかったり、対象と思われる方に書類が届いていないケースがあることは重要な指摘であり、担当課とも共有し、対応について検討したいと考えている。

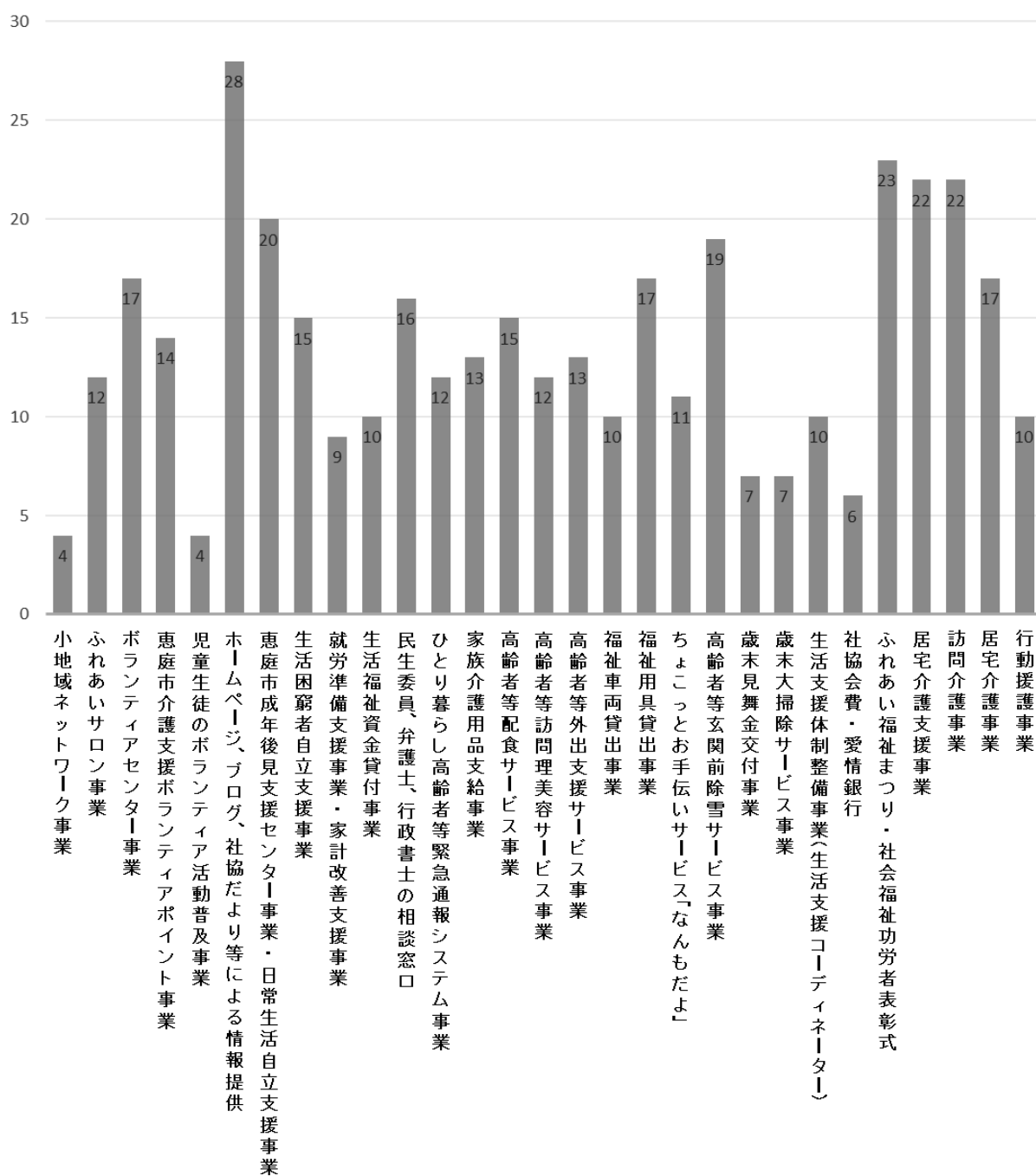
19 時 10 分終了

＜アンケート調査の実施＞

社協では次期計画策定にあたり、市内の相談支援機関や介護保険施設等 136 事業所を対象にアンケート調査を行いました。

調査は令和7年 10 月 24 日から 11 月 14 日まで、33 事業所（回答率 24.2%）から回答をいただきました。アンケート回答結果は次の通りです。

1. 社会福祉協議会で行っている事業・サービスについて、あなたが知っている又は相談支援で活用したことのある事業・サービスの有無について



2. 高齢者及び障がい者等から相談を受ける中で、既存の制度では対応ができない事案等があればお書きください。

- 通院支援や院内の付き添い、ゴミ出しやちょっとした買い物、灯油運びなど。
- 高齢者や障がい者等の移送問題。事業所数もですが、行っている事業所の職員不足などの問題もあり、サービス量に制限がある（特に視覚障がい）。経済的困窮者の任意後見利用。後見制度に繋がるまでの金銭管理。
- 病院・クリニックへの送迎や院内同行、家族を含めた支援（食事や買い物）。介護保険サービスですら金銭的に高いと感じる方が多くなっており、物価高の影響もサービス控えにつながっているように感じます。
- 親御さんが高齢で、そのお子さんが引きこもりのケースでは、お子さんがまだ医療に繋がっておらず、福祉サービスに繋げることが難しい。
- どんな制度があるかを確認する必要がある、その都度調べることが難しいと感じることがあります。年金申請の際の相談窓口などは社労士さんに相談しておりますが、その際の受け皿になる制度はあるのでしょうか？
- 経済的に裕福ではない方は、将来に備えたくても任意後見を諦めるしかない。また、支援者もそういった相談をされても方法がないと整理してしまっている現状がある。
- 法定後見制度につながるまでの、貴重品預かりや生活費支払いなどの金銭管理サービスがなくて困るケースが増えています。
- 高齢の方がどこに相談したら良いかわかっていない。当事業者にも高齢の方からの相談がある。
- 受診同行（自費の民間サービスはありますが、お金のない方については難しい）。
- 社協事業と民間事業とのはざまにある相談（料金の問題や手続きの煩雑さの問題、アウトリーチの問題、申請の必要性などなど）。高齢者や市民が利用しやすい（相談しやすい）マッチングが難しいことがあります。その場合は、「〇〇の困りごとは、恵庭市では制度として体制が整っていません」と回答せざるを得ないことが多いです。どちらの立場（社協 or 民間）でも良いので、寄り添う支援を基本としてもらいたい。
- 介護保険及び障害福祉サービスの支給決定内だけでは応じられないちょっとした見守りや声掛けや安否確認について、サービス外で料金が掛かって行うことが可能なのは知

っているが、社会が多様化すればするほどにそういう制度の枠外の課題は常に生まれ続けられると思われる。むしろ精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けても含め、近隣住民とのつながりや地域共同体の在り方について市民と一緒に考え続けていく機会を作り、声を掛け続けていくことが重要と感じています。互いの負担にならない程度で何であれば協力し合えるのか、について。

3. 市民から相談を受けることが多いと思いますが、地域生活課題として、最近特に気になると感じる相談がございましたらお書きください。

- マンパワー不足による事業継続困難事業所の増加によって、希望するサービスやエリア制限が出てきている事。
- ポリタンクで灯油を購入されている方（運べなくなった）、物価高で食費が厳しい方など。事業サービス以外の相談では、買い物や趣味について幅広く対応できることにニーズが聞かれています。また、様々なサービスの組み合わせではなく、一つの事業でできる幅の広さを求められている印象も受けています。
- 買い物に行きたいが交通手段がない、タクシーだとお金がかかるという相談。除雪に関して、玄関前除雪サービスだとデイサービスに行く前に除雪してもらうのは難しく、また歩く幅のみの除雪なので狭いと感じるという相談。老々介護や子どもと同居していても、その子どもが発達障害、双極性障害などの心や体の病を抱えている方が多く、介護力としては弱いため介護サービスの量が増えていると感じる。
- 身寄りなしなどへの早期からの備えが足りず、介入時に課題が大きい。健康なうち、判断ができるうちから備えや自己決定しておくなどの促しのための啓蒙活動を強化してもらいたい。
- 8050 問題、ひきこもり。今は 9060 問題になりつつあります。
- 家庭内で対応できる・できないの判断は難しい。
- 買い物や通院などの移動を、グループホーム等では気軽に対応できない様子があること。
- 高齢者や障がいがある方の移送問題は、度々話題にあがってくる問題だと思います。
- 独居高齢者の見守り。

- 高齢者の独居世帯、または高齢者夫婦世帯に対する支援が多くなっており、身元引受人の選定が難しくなることが多いと感じます。また、身元引受人が認知症を患っている場合も多く、支援が困難になっていることが増えているように感じます。
- 障がい者の高齢化に伴う認知機能低下。特性なのか機能の低下なのか見極めできる場所がない。
- タクシーがなかなかつかまらない点。受診時の利用予約をしようとしても、どのタクシー会社も断られてしまう。受診予約時間があるため、確保が難しいときには歩ける高齢者でも介護タクシーを利用させてもらう場面があり、本来の介護タクシーの利用ではないため、本当に必要な方が利用できなくなっているのではないかと思う。
- 制度等の説明を文章で高齢者宅に送り、その内容を理解しようとする（理解できる）高齢者は少なくなっております。その際に包括支援センターが間に入り説明をしているのですが、件数が増えると「なぜ包括が様々な事業の説明を詳細に行うのか？」「事業者側がわかりやすく、伝わりやすく、利用しやすく」と考えて発信しないのか疑問に思うことがあります。
- 移動（タクシー）の数が少なくなっていることは、どこの世帯に行っても口にしています（タクシーを呼んでもつかまらない。どのようにして目的地に向かえばよいのだろう）。
- 外出支援サービスが介護になると介護タクシーが主となるが、料金や希望時間が合わないことが多くある。
- 近隣と交流ないままに過ごしてきた障害者や高齢者のいる世帯について、いわゆる8050問題と言われていたものは既に9060問題となっていると現実を感じている。社協だけの取組ではなく、患庭市として上記のように「にも包括」の実現のためのプロジェクトとして行政はどのように本気に取り組む意識があるのか。自立支援協議会も委託先に任せている状況で真意が見えず気になる。

4. これから社会福祉協議会に期待する事業、サービス、要望、ご意見等があればお書きください。

- 少子高齢化に備え、若年層が介護にふれあえ、将来的に就労につながるための取り組み。外国人労働者が地域社会とのつながり、共生がはかれるような取り組み。

- これからの季節はやはり除雪に悩みます。去年まで依頼していた業者さんが高齢のため事業をやめてしまったり、人手がないために依頼してもお断りされることがあります。また、家族介護用品支給事業では大変お世話になっていますが、お看取りなどで小規模多機能で連泊している方には適さず、オムツ代がかさんでいることがあります。小多機は施設入所ではないので、支給条件の緩和ができればとても喜ばれると思います。
- 我々も困ってから相談することが多く、申し訳ないと感じます。担当者に気兼ねなく相談できるように、人となりもお互いに理解できればと思います。勉強会や懇親会など交流を深めたい。
- 今後とも様々な情報発信をお願い致します。
- いつも大変お世話になっております。相談できる関係ができて心強いと感じております。
- 長年、恵庭で地域福祉を担っていただいている社協の皆さまには大変お世話になっており、感謝しています。専門職同士の密な連携・協働が今後も欠かせない状況ですので、よろしくお願いします。
- 福祉祭りが更に広まる事を期待します。
- 今同様、地域と連携し、各団体と連携していきましょう！
- 緊急通報システムが独居じゃないと登録できない点。日中独居だが、持病の急激な悪化の可能性のある高齢者が利用対象ではないこと。携帯を持っていたとしても、緊急時の操作は容易ではなく、緊急通報システムのような紐を引っ張るような簡単な操作ならできる高齢者も多いと思う。
- 恵庭市で、ここに相談したらたいいのことをサポートしてくれるところ、「恵庭市社会福祉協議会」となるような取り組みを期待しております。

第4章 第7期地域福祉実践計画について

1. 基本理念

地域でともに暮らす

つながる・ささえあう・福祉のまちづくり

地域では、社会的孤立をはじめ、生きる上での困難・生きづらさがあっても既存の支援制度では対象とにくいケースや、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に担っているヤングケアラー、80代の親と50代の子が同居し経済的社会的に困窮する8050問題等、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えて、課題ごとの対応に加えて世帯全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが明らかになっております。

今回、恵庭市が策定する第5期恵庭市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の基本理念である「笑顔で紡ぐ ささえあうまち えにわ（輪）」の実現に向けて、地域福祉計画の重点的な取り組みのひとつとして位置づけられている、地域共生社会の実現に向けた基盤づくりとして、8050問題等の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、地域住民と支援関係機関との包括的な支援体制を構築する必要があります。

こうした地域課題と地域福祉計画の取り組みから、恵庭市社会福祉協議会においても、市民、行政、町内会、民生委員・児童委員、各関係機関・団体、ボランティア関係者等と連携・協働により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、誰もが安心して健康に暮らせる住民主体の地域づくりを行い基本理念の実現に向けた取り組みを行います。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標と重点推進項目を掲げ、基本理念の実現に向けて具体的に計画を推進します。

基本目標1 「地域でささえあう、つながりづくりを推進します」

地域福祉を推進する中核的な事業として、地域で見守り活動等による住民同士の「ささえあい」の体制づくりを行う小地域ネットワーク活動を推進するほか、高齢者や障がい者等の居場所として、また健康づくりの場としてふれあいサロン事業を推進します。こうした「ささえあい」の体制づくり等の地域福祉活動の担い手の確保、地域住民同士の学び合い、つながる機会を提供することを目的として講演会等を開催します。

恵庭市より社協に配置される第1層生活支援コーディネーターと地域包括支援センターに配置される第2層生活支援コーディネーターが、地域で暮らす高齢者の地域生活課題等を把握し、持続可能な地域づくりを目指し、

住民や地域の多様な関係者による主体的な活動のための連絡調整（コーディネート）を行い、住民同士によるささえあい活動をはじめとして、必要なサービスの開発を検討する等地域住民とともに地域生活課題の解決を図ります。また、第2層生活支援コーディネーターは地域福祉コーディネーターとして兼務配置され、地域住民同士の活動を支援する「地域支援」の役割を担っており、「アウトリーチ」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業において、地域で発見された生活課題の解決に向けて、必要な福祉サービスや専門機関への「つなぎ役」となります。社協も、地域福祉コーディネーターと連携・協働し地域づくりを進めていきます。

【重点推進項目】

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進（継続・拡大）
- (2) ふれあいサロン事業の推進（継続）
- (3) 住民主体の地域づくりの推進（継続・強化）

基本目標2 「ボランティア活動と福祉教育を推進します」

高齢者の生きがいづくり・社会参加の機会としてボランティア活動を推進するとともに、既存のサービスでは対応できない制度外の福祉ニーズに対してボランティアによる支援を行うためにボランティアの相談者と活動者をつなぐコーディネートを行います。

また、ボランティアセンター登録者が安心して活動が行うことができるように手引きを作成するとともに、世代を問わず福祉教育の推進及びフォローアップ等を目的に研修会及び交流会を開催します。

あわせて、小中学校等で行う福祉の学習に積極的に協力し、ともにささえあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進します。

【重点推進項目】

- (1) ボランティアセンターの運営（継続）
- (2) ボランティア活動の普及と福祉教育の推進（継続）

基本目標3 「相談に応じ、適切な支援につなぐことで地域生活を支援します」

認知症や障がい等により判断能力に不安があるが安心して地域で暮らすことができるように法人後見による支援等を行うほか、中核機関として制度の利用促進やネットワークづくり等権利擁護を推進します。

地域の自立相談支援機関として生活困窮者からの様々な相談を受け止め、相談者とともに自立した生活を送るための計画を考え、住居確保給付金や貸付制度の利用を検討するほか、仕事を退職してから長期間就労から遠ざかってしまった場合等に就労準備支援、家計相談による支援を

行い、必要に応じて各関係機関との連携・協働し支援を行います。

また、民生委員児童委員の心配ごと相談や行政書士の法務相談を継続し日常生活の困りごと等の相談窓口を設置するほか、相談窓口の強化として新たに社協職員が地域に出向いて相談窓口を開設し、多様化している重層的な問題を抱えているケース等の相談を受け止め、複雑化・複合化した課題に対して就労準備支援や家計改善相談による支援等自立相談支援機関としての役割をはじめ、相談に応じて適切な支援機関につなぐなど誰ひとり取り残さない包括的な支援を行うよう努めます。

【重点推進項目】

- (1) 権利擁護の推進（継続・強化）
- (2) 生活困窮者への支援（継続・強化）
- (3) 相談窓口の設置（継続・強化）

基本目標4 「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

配食サービスや緊急通報システム等の見守り機能がある在宅福祉サービスをはじめ、福祉用具や福祉車両の貸出のほか、病院等の送迎を行う外出支援サービス、電球の取替等ちょっとした困りごとのお手伝いサービスなんもだよ等地域で安心して暮らせるようサービスを提供します。

また、訪問介護事業等では質の高いサービス提供に努めるほか、社協の地域福祉事業やネットワークを活用し多様化している重層的な問題を抱えているケース等の支援も積極的に行います。

【重点推進項目】

- (1) 各種福祉サービス事業の推進（継続）
- (2) 社協に求められる介護保険サービス事業等の実施（継続）

基本目標5 「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

社協の情報発信として新たにSNS等の活用を検討し幅広い方々へ周知を行うほか、災害が起きた場合に備えて恵庭市と連携し災害ボランティアセンターを円滑に運営ができるように日頃から顔の見える関係づくりに努めます。

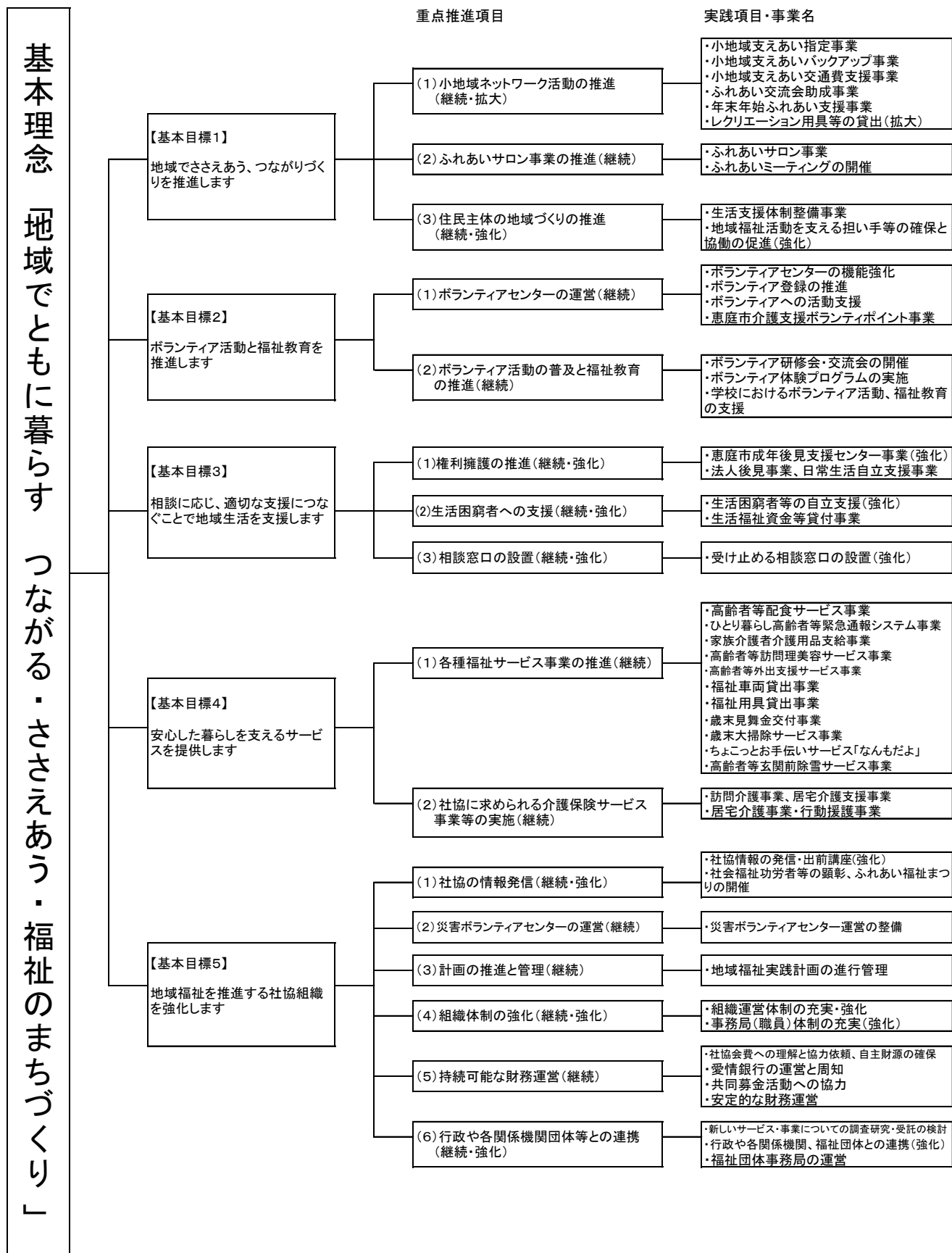
地域福祉実践計画の進行管理をはじめ、理事及び評議員、事務局も含めた法人全体の組織運営体制の整備と強化、また安定的な財務運営に努めることなど社協組織の基盤強化を図ります。

また時代のニーズに対応できるよう新しいサービス等の調査・研究を行い、恵庭市をはじめとした各関係機関団体等との連携を行い地域福祉を推進します。

【重点推進項目】

- (１) 社協の情報発信（継続・強化）
- (２) 災害ボランティアセンターの運営（継続）
- (３) 計画の推進と管理（継続）
- (４) 組織体制の強化（継続・強化）
- (５) 持続可能な財務運営（継続）
- (６) 行政や各関係機関団体等との連携（継続・強化）

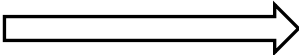
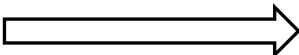
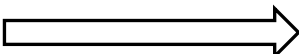
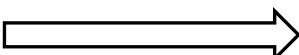
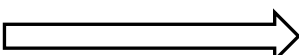
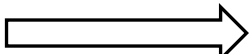
第5章 計画の施策体系について



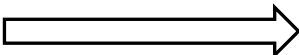
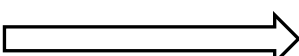
第6章 体系別実施計画について

基本目標1 地域でささえあう、つながりづくりを推進します

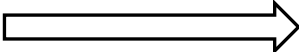
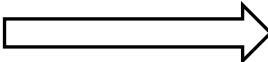
重点推進項目（1）小地域ネットワーク活動の推進（継続・拡大）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【小地域支えあい指定事業】 各町内会を3年間指定し、地域福祉座談会、声かけ訪問、福祉マップづくり、広報事業、活動の仕組みづくり等を実施し、地域での支えあい活動の定着を図ります。	自主事業	継続				
【小地域支えあいバックアップ事業】 小地域支えあい指定事業を終了した地区を対象に活動の継続を支援します。	自主事業	継続				
【小地域支えあい交通費支援事業】 各町内会が行う行事に介護が必要な高齢者、障がいのある方等が行事に参加できるよう支援を行います。	自主事業	継続				
【ふれあい交流会助成事業】 地域のつながりづくりを目的として、高齢者を含む交流事業を支援します。	自主事業	継続				
【年末年始ふれあい支援事業】 年末・年始（12月～1月）に行う交流事業を支援し、冬期間の交流促進を図ります。	自主事業	継続				
【レクリエーション用具等の貸出】 地域等での交流を深めることを目的にレクリエーション用具等の貸出を行います。	自主事業	継続・拡大				

（2）ふれあいサロン事業の推進（継続）

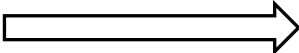
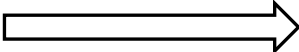
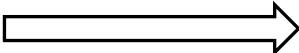
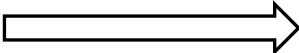
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【ふれあいサロン事業】 地域で気軽に集える場「ふれあいサロン」事業を実施し、サロン団体の運営を支援します。	自主事業	継続				
【ふれあいミーティングの開催】 ふれあいサロン活動に関わる課題、また地域住民の生活課題等、課題を共有し解決と一緒に考えていく情報交換の場として、各地区ごとにミーティングを開催し課題解決を図ります。	自主事業	継続				

(3) 住民主体の地域づくりの推進（継続・強化）

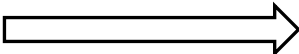
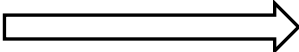
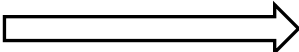
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【生活支援体制整備事業】 第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターに配置された第2層生活支援コーディネーター（地域福祉コーディネーター兼務）と連携し、地域で暮らす高齢者等の地域生活課題等を把握しヤングケアラーや8050問題等潜在化したニーズの発見に努め、住民同士の支えあい活動やサービスの開発等の課題の解決方法の他、必要な福祉サービスや専門機関につなぐ等地域住民や関係機関等と連携・協働し持続可能な地域づくりを行います。	受託事業	継続				
【地域福祉活動を支える担い手等の確保と協働の促進】 地域住民と地域の関係者が学び合う、またつながる機会をつくること、さらに人材の発掘及び協働する力を育むこと等を目的に地域づくり講演会を開催します。またSNS等の活用を検討し、ボランティア、サービスの担い手等の確保のためのPRを行います。	自主事業	継続・強化				

基本目標２ ボランティア活動と福祉教育を推進します

重点推進項目（１）ボランティアセンターの運営（継続）

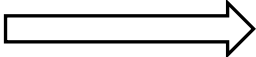
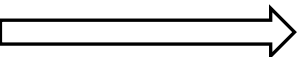
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【ボランティアセンターの機能強化】 ボランティアリーダーを配置し、ボランティアに関する相談、ボランティアニーズの需給調整を行う等、ボランティアセンターの運営を行います。	自主事業	継続				
【ボランティア登録の推進】 個人・団体ボランティアの登録を募集し、初めての人でも安心して活動ができるように、活動時のマナーや心構え等をまとめた手引きを作成し、ボランティアニーズに対応できる体制を整備します。	自主事業	継続				
【ボランティアへの活動支援】 個人ボランティアの保険料を負担するほか、ボランティアセンターに登録している団体を対象として、ボランティア保険等活動に必要な経費の一部を助成し、活動の支援を行います。	自主事業	継続				
【恵庭市介護支援ボランティアポイント事業】 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを目的に、高齢者支援施設等で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、ボランティア活動の活性化を図ります。	受託事業	継続				

（２）ボランティア活動の普及と福祉教育の推進（継続）

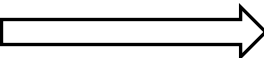
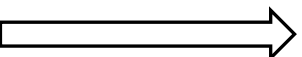
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【ボランティア研修会・交流会の開催】 ボランティア活動へのきっかけづくりや、登録している個人・団体ボランティアのフォローアップや交流、福祉教育を目的に研修・交流会を実施します。	自主事業	継続				
【ボランティア体験プログラムの実施】 ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、体験プログラムを実施します。	自主事業	継続				
【学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援】 各学校で実施するボランティア活動や地域との交流事業等に対し助成を行います。また総合学習のプログラムの相談に対応するほか、使用する福祉体験の用具貸出、講師紹介・調整、社協職員が学校へ行きボランティアについての説明を行う等福祉教育の支援を行います。	自主事業	継続				

基本目標３ 相談に応じ、適切な支援につなぐことで地域生活を支援します

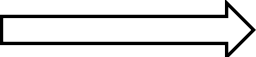
重点推進項目（１）権利擁護の推進（継続・強化）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【恵庭市成年後見支援センター事業】 成年後見制度の相談・制度の利用促進や普及啓発・ネットワークづくりのほか、市民後見人を養成し個人受任できる体制を整備する等中核機関としての役割を担い権利擁護体制を推進します。	受託事業	継続・強化 				
＜法人後見事業、日常生活自立支援事業＞ 法人後見事業並びに北海道社会福祉協議会より一部受託している日常生活自立支援事業を一体的に実施していきます。	受託事業	継続 				

（２）生活困窮者への支援（継続・強化）

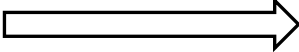
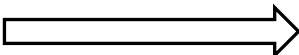
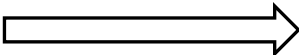
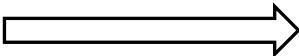
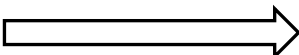
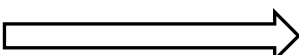
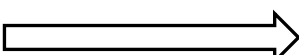
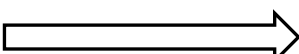
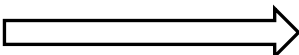
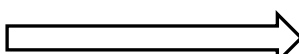
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【生活困窮者等の自立支援】 恵庭市より生活困窮者自立支事業を受託し、自立相談支援機関として住居確保給付金による住居の確保、家計改善支援、就労準備支援等生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成し自立と生活の安定を図るための支援を行います。 また、重層的な支援を必要とする世帯の相談では、他機関との連携・協働に努め支援を行います。	受託事業	継続・強化 				
【生活福祉資金等貸付事業】 生活福祉資金貸付事業（道社協受託事業）の各種資金の貸付、および一時的に困窮した世帯に生活資金の貸付や緊急食糧の支援等経済的に困窮した世帯を支援します。	受託事業 自主事業	継続 				

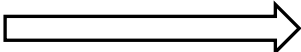
（３）相談窓口の設置（継続・強化）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【受け止める相談窓口の設置】 市民の困りごとの相談窓口として、月に１回、「民生委員による心配ごと相談」「行政書士による法務相談」の各種相談窓口の設置を継続するほか、新たに社協職員による出張相談窓口を開設し、地域に出向いて受け止める相談窓口の設置を検討します。	自主事業	継続・強化 				

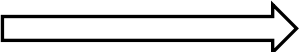
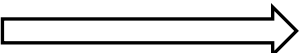
基本目標４ 安心した暮らしを支えるサービスを提供します

重点推進項目（１）各種福祉サービス事業の推進（継続）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【高齢者等配食サービス事業】 高齢または身体の障がい等により調理できない高齢者世帯等に食事を配達するとともに配達時に利用者の安否確認を行います。	補助事業	継続				
【ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業】 急病等突発的な事態が発生した時に迅速かつ適切な対応をとることと、健康相談を行うために２４時間いつでも緊急通報のできる携帯端末を貸出します。また訪問相談員を配置し定期的な訪問や連絡等により体調の変化や安否確認を行います。	補助事業	継続				
【家族介護用品支給事業】 在宅で常時介護を必要とする概ね６５歳以上の寝たきり高齢者等や身体に障がいのある方がいる世帯を対象に紙おむつ等の介護用品を支給し、介護負担の軽減を図ります。	補助事業	継続				
【高齢者等訪問理美容サービス事業】 在宅要介護状態にある高齢者等を対象に、自宅を訪問して訪問理美容のサービスを提供します。	補助事業	継続				
【高齢者等外出支援サービス事業】 自力での歩行が困難な高齢者、障がい者のために外出支援を行います。	補助事業	継続				
【福祉車両貸出事業】 車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸出し、外出支援や社会参加の促進を図ります。	自主事業	継続				
【福祉用具貸出事業】 寄贈された車いす等の福祉用具を活用し、必要とする方へ無料で貸出します。	自主事業	継続				
【歳末見舞金交付事業】 民生委員を通して支援が必要な方々を把握し、低所得世帯等を対象に見舞金を交付します。	自主事業	継続				
【歳末大掃除サービス事業】 年末に、身体的・経済的に大掃除が困難な高齢者世帯等を対象に無料で大掃除を行います。	自主事業	継続				
【ちょっとお手伝いサービス「なんもだよ」】 高齢者等の日常生活のほんの少しの困りごとをお互いさまで助け合いによる仕組みとして、有償ボランティアによる活動を行います。	受託事業	継続				

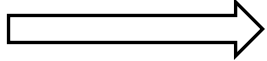
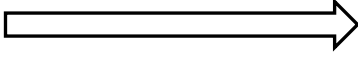
【高齢者等玄関前除雪サービス事業】 身体状況や近隣に親族がいない等自力で除雪を行うことができない方を対象に有償で玄関前の除雪サービスを実施します。	補助事業	継続 
---	------	---

(2) 社協に求められる介護保険サービス事業等の実施（継続）

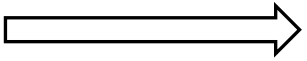
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【訪問介護事業等、居宅介護支援事業】 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業を実施します。必要に応じて、社協の各種福祉事業やネットワーク等も活用し多様化している重層的な問題を抱えるケースにも積極的に対応していきます。	自主事業	継続 				
【居宅介護事業・行動援護事業】 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、行動援護事業を実施します。必要に応じて、社協の各種福祉事業やネットワーク等も活用し多様化している重層的な問題を抱えるケースにも積極的に対応していきます。	自主事業	継続 				

基本目標5 地域福祉を推進する社協組織を強化します

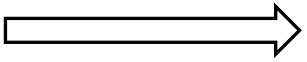
重点推進項目（１）社協の情報発信（継続・強化）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【社協情報の発信・出前講座】 社協だよりを全戸配布するとともに、ホームページによる情報発信、社協事業紹介冊子を発行するほか、新たに SNS 等による情報発信について検討し、社協の PR を行います。また積極的に地域に出向き出前講座等を行い、社協事業の周知及び理解を促進します。	自主事業	継続・強化 				
【社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催】 引き続き、社会福祉協議会、共同募金委員会の共催で地域福祉に貢献のあった団体・個人の顕彰を目的に社会福祉功労者表彰式を開催します。また、ボランティアや福祉等についての理解を深めていただくことを目的にふれあい福祉まつりを開催します。	自主事業	継続 				

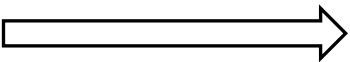
（２）災害ボランティアセンターの運営（継続）

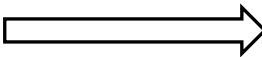
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【災害ボランティアセンター運営の整備】 災害が起きた場合は地域防災計画に基づいて社協が災害ボランティアセンターを運営することから、恵庭市をはじめ協定を締結している恵庭青年会議所等と顔の見える関係づくりに努めるほか、備品の購入等を行い、円滑にセンターを運営できるよう災害時に備えます。	自主事業	継続 				

（３）計画の推進と管理（継続）

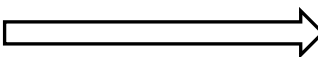
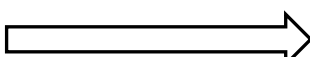
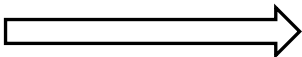
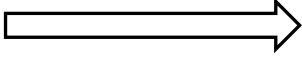
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【地域福祉実践計画の進行管理】 市民にわかりやすく地域福祉実践計画を発信し、地域福祉部会等で進行管理を行います。	自主事業	継続 				

（４）組織体制の強化（継続・強化）

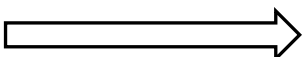
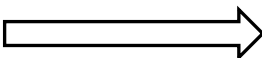
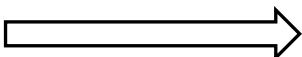
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【組織運営体制の充実・強化】 今後の社協（法人）の円滑な運営を図るため、必要に応じて組織体制の見直しに努めます。	自主事業	継続 				

【事務局（職員）体制の充実】 今後の社協の事務事業を円滑に推進するため、事務局組織体制の強化として、職員の資質向上やスキルアップを目的に研修等を実施します。	自主事業	継続・強化 
--	------	---

（５）持続可能な財務運営（継続）

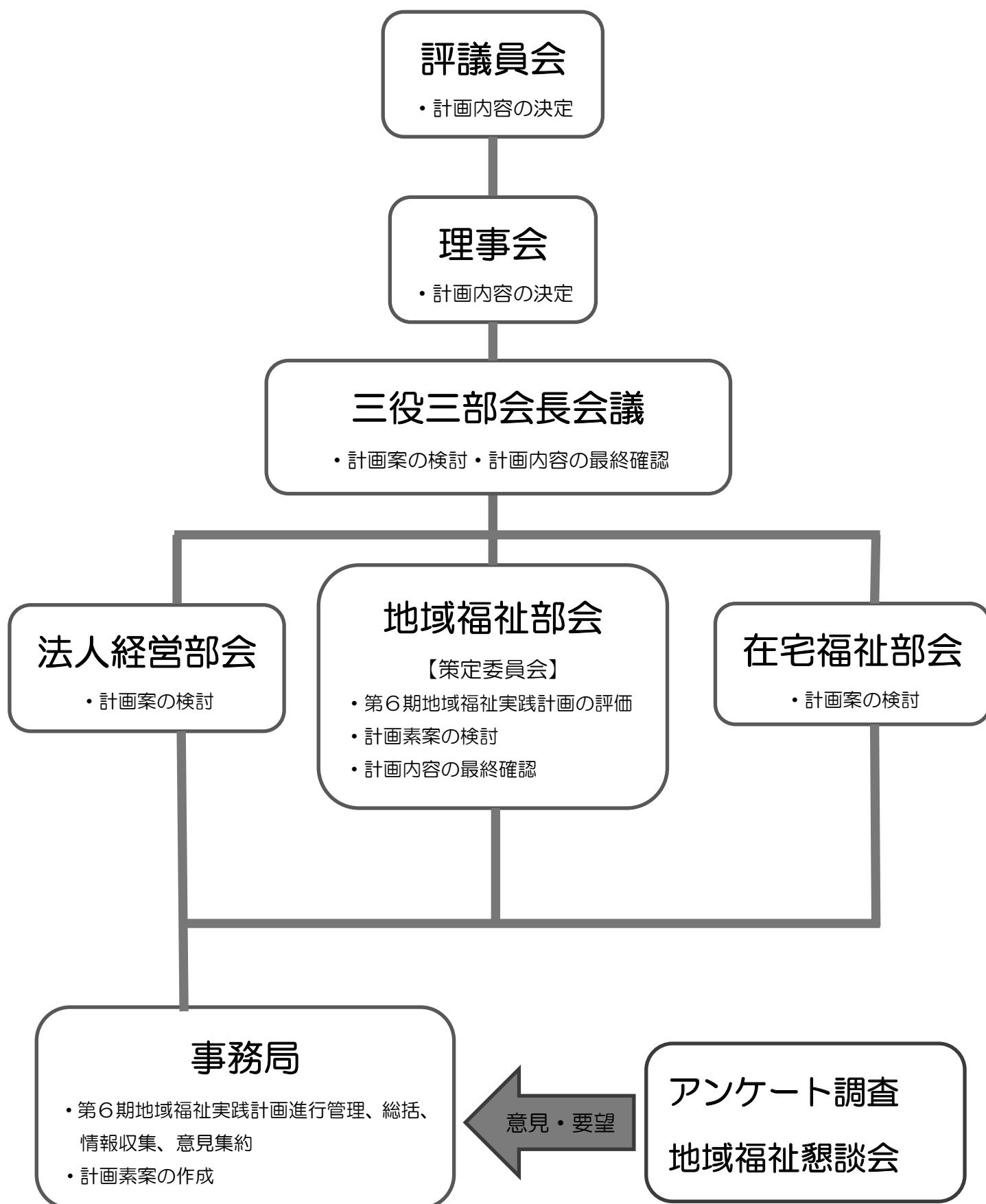
事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保】 社協の事業や会費についての理解と協力について、全戸配布の社協だよりや SNS 等の活用を検討し、PR を行うとともに、引き続き新たな財源の確保について調査・検討します。	自主事業	継続				
【愛情銀行の運営と周知】 寄付金の受入やカレンダーリサイクル市の開催、またペットボトルキャップやリングプル等の物品の預託等を積極的に行うとともに、全戸配布の社協だよりや SNS 等の活用を検討し PR します。	自主事業	継続				
【共同募金活動への協力】 共同募金運動に積極的に協力します。	協力事業	継続				
【安定的な財務運営】 外部による監査を実施し、会計の透明性を高めるとともに、中長期を含めた収支見通しを作成する等安定的な財務運営に努めます。	自主事業	継続				

（６）行政や各関係機関団体等との連携（継続・強化）

事業項目・内容	事業区分	年次計画				
		8	9	10	11	12
【新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討】 社協として時代に即応したサービスを行うため、関係団体等に調査を実施するほか、恵庭市からの受託事業等について協議・検討を行います。	自主事業	継続				
【行政や各関係機関、福祉団体との連携】 重層的な支援を必要とする世帯の支援では、多機関との協働や連携が必要なことから、行政、関係機関、ボランティア団体、福祉団体や市内の介護保険事業者や地域包括支援センターと連携を行います。	自主事業	継続・強化				
【福祉団体事務局の運営】 日赤恵庭市地区、保護司会等の事務局を担い、適切な運営を行い地域福祉を推進します。	協力事業	継続				

第7章 資料編

1. 第7期地域福祉実践計画策定体制



2. 計画策定までの経過

日 時	策 定 経 過
令和7年6月9日	計画策定にかかる恵庭市との打ち合わせ
8月7日	令和7年度第1回地域福祉部会 ・第6期地域福祉実践計画（令和6年度分）の事業評価について ・第7期地域福祉実践計画策定スケジュールについて
10月21日	第6期地域福祉実践計画（令和6年度分）の事業評価結果について地域福祉部会員へ書面にて報告
10月21日	地域福祉懇談会（恵庭地区）
10月22日	地域福祉懇談会（島松地区）
10月24日～11月14日	介護保険施設及び障がい者支援施設等アンケート調査の実施
10月29日	地域福祉懇談会（恵み野地区）
令和8年1月8日	第2回地域福祉部会 ・介護保険施設等アンケート調査の結果について ・地域福祉懇談会の結果について ・第7期地域福祉実践計画（素案）について
1月9日～2月9日	パブリックコメントの実施
2月24日	第1回法人経営部会 ・第7期地域福祉実践計画（案）について

2月25日	第3回地域福祉部会 ・第7期地域福祉実践計画（案）について
2月27日	第1回在宅福祉部会 ・第7期地域福祉実践計画（案）について
3月10日	三役三部会長会議 ・第7期地域福祉実践計画（案）について
3月17日	第5回理事会 ・第7期地域福祉実践計画（案）について
3月25日	第2回評議員会 ・第7期地域福祉実践計画（案）について

～地域福祉懇談会の様子～



～恵庭地区～



～島松地区～



～恵み野地区～

